「第300回判例・事例研究会」

テーマ:強制競売手続における剰余金と相続放棄

日時	令和元年6月11日
場所	湊総合法律事務所 第1会議室
報告者	弁護士 廣 木 康 隆

【判例】

事件の表示	事件名 剰余金支払請求事件 判 決 東京地方裁判所判決/平成28年(ワ)第42369号
事案の概要	亡き A の債務を連帯保証した B (原告)が、亡き A の法定相続人である配偶者 C、子 D 及び子 X に対して、保証債務履行による求償金支払請求訴訟を提起し、仮執行宣言付き請求認容判決を得た。B は、当該判決を債務名義として、C、D 及び X の共有名義(法定相続分に応じた持ち分割合)である建物に対して、強制競売申立をしたところ、債権及び執行費用の額を上回る価額により売却許可決定がなされ、剰余金が生じたため、当該剰余金について法定相続分に応じた供託がなされた。 D は、売却許可決定前に、相続放棄の申述をし、受理された。そこで、X が、D を被供託者とする供託金相当額の支払いを求めた事案。
論点	強制競売手続における剰余金の交付を受けるべき「債務者」を どのように判断すべきか。 相続放棄の申述の受理審判が「債務者」の判断に与える影響。

判旨

「執行手続は、能率的かつ迅速な権利の実現を図るという目的と性質を有することから・・・執行裁判所の処分は、債権者の主張、登記簿の記載その他記録に現れた権利関係の外形に依拠して行われる」

「民事執行法が、・・・請求異議の訴え、第三者異議の訴えという救済手段を用意するほか、・・・執行抗告や執行異議といった不服申立ての制度を用意していることに照らすと・・・これらの救済手続等に伴う執行停止の手続等が採られない限りは、そのような権利関係の外形に依拠して執行手続を進行させるべき」

「本件強制競売事件においては、記録上、・・・D の責任財産であるとの権利関係の外形が現れていたことが明らかである」

「家庭裁判所による<u>相続放棄の申述の受理審判は、形式的な申述があったことの公証行為にとどまり、相続放棄の効力の有無を</u>終局的に確定させるものではない」

「C 及び X から、D による本件相続放棄の申述が有効である ことを前提とする第三者異議の訴えが提起されるなどしたとは 認められない」

「Dがした相続放棄の申述がAの死亡の約1年9か月後・・・に 受理されていることに照らせば、本件執行裁判所が本件相続放棄 の申述の事実を認識していたとしても・・・相続放棄の効力が生じ たことを前提として本件強制競売手続進行させるべきであった ということはできない」

検討

強制競売手続における剰余金の交付を受けるべき「債務者」は、 権利関係の外形に依拠して判断され、相続放棄の申述受理審判 は、あくまでも相続放棄の効力の有無を確定させるものではない から、相続放棄申述をし、その受理がなされても、「債務者」か ら除外されるとは限らない。

よって、強制競売手続において、剰余金が発生する可能性がある場合に葉、債務者とされた複数の共同相続人の1人が相続放棄をした場合、当該相続放棄によって交付されるべき剰余金が増額される可能性のある者は、第三者異議の訴えを起こすなどすべきである。

これをしない場合、剰余金の交付を受けられなかった者は、相 続放棄をした者に対して、不当利得返還請求等を行って損失を快 復せざるを得ず、相続放棄をした者の資力により回収不能リスク を負うことになる。